

トラック運送事業における働き方改革について

2018年4月25日 記者会見資料

九州運輸局 自動車交通部
交通政策部



「運輸と観光で九州の元気を創ります」



トラック運送事業における働き方改革に向けた九州運輸局の当面の取組について

トラック運送事業の「労働環境の改善」に向けては、関係省庁にて横断的な検討の場が設けられ、生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を実施しているところ、九州運輸局では関係省庁と連携して、当面以下の対策に取り組む。

I. 取引条件適正化措置の徹底

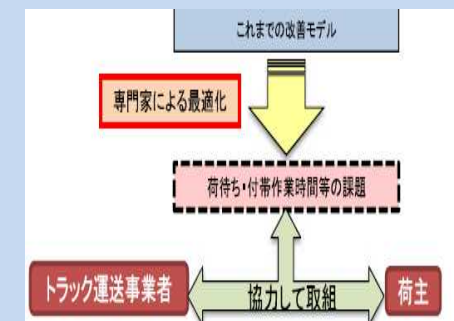
- ①政府全体で働き方改革を進める中で再度、荷主への別添の通知による働きかけを強力に行う。
- ②九州運輸局、福岡労働局、九州経済産業局、公取事務総局九州事務所、九州農政局等と連名での通知を発出。
- ③早期に、九州各県の全単位農協を含めた、製造・卸し・小売事業者1万社に9種類のリーフレットを付して配布するとともに九州運輸局HPに掲載する。



II. 平成30年度コンサルティング事業の実施予定

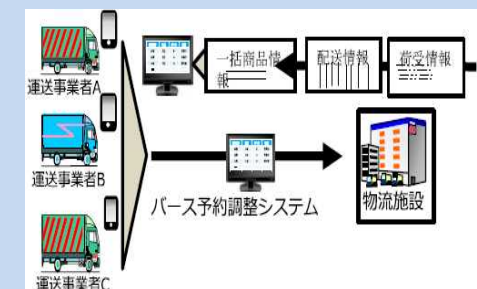
・コンサルティング事業は、発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者で構成する集団を対象として選定し、パイロット事業の成果を活用した外部委託によるコンサルティングを実施するものである。また、コンサルティングに当たっては、対象集団で検討会を開催し、問題点の把握及び改善方法の検討・提案等を行うとともに、荷主と運送事業者との費用負担面の協働を促す等、持続性の確保を目指すものとする。

(宮崎県・鹿児島県で実施)



III. トラック予約システムの導入促進

・トラック輸送において、営業用倉庫等における荷待ち時間の軽減・解消のための「トラック予約システム」の導入促進により物流の効率化を推進し、ドライバーの負担軽減による働き方改革や地球温暖化の防止に資する物流体系の構築に取り組む。



平成30年5月1日
(予定)

運送委託企業 各位

国土交通省 九州運輸局
厚生労働省 福岡労働局
経済産業省 九州経済産業局
公正取引委員会 事務総局 九州事務所
農林水産省 九州農政局

運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い、

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
トラック運送事業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることから、物流を支える運転者の確保が宅配事業を始め難しくなっているところです。

このため、政府全体で働き方改革を進める中で、必要な関連制度の見直しや支援措置について省庁横断的な検討を行い、総合的に推進しているところです。

国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び公正取引委員会においては、取引環境の適正化等を強かに推進し、長時間労働を是正するための環境を整えるため、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成し周知・啓発を図っているところでありますが、今般、農林水産省等の荷主所管省庁とも連携し再度、荷主への働きかけを強力に行っていくこととしました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、社内周知等に御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

《問い合わせ先》

- 国土交通省 九州運輸局 自動車交通部 貨物課
☎ 092-472-2528
- 厚生労働省 福岡労働局 労働基準部監督課
☎ 092-411-4862
- 経済産業省 九州経済産業局 産業部 中小企業課
☎ 092-482-5450
- 公正取引委員会 事務総局 九州事務所
☎ 092-431-5881
- 農林水産省 九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課
☎ 096-211-9111 (内線4360)

Ⅰ. 取引条件適正化措置の徹底①

I. 取引条件適正化措置の徹底②

運送委託者の方へのお知らせ

労働時間を守れない運送を強要していませんか？

これは追加で明日の朝までに九州までお願いね

いせなりそんなこと言われても、今から出発だと必要な休憩がとれないよ！

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合には、荷主警告(10)の対象となるおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 緊急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担すること前もって有料道路利用等について協議する。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

荷主の皆様へご存知ですか？ トラックドライバーの労働時間のルールを

●労働時間のルール「改定基準告示」厚生労働大臣が定める基準です

拘束時間 (起床から就寝までの時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超えは1週2回以内)
休息時間 (働いた後の休息時間の自由な時間)	・連続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内

●荷主警告制度の概要

違反行為
荷主からの労働時間等のルールを無視した指示・強要
疲労運転防止違反
危険運転違反
酒酔い運転 等

荷主警告
荷主名及び事業の概要を公表

運送運転への荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます

●荷主警告制度の概要

国土交通省から警告が発表されます

国土交通省 厚生労働省 JTA 全日本トラック協会

運送委託者の方へのお知らせ

荷待ち時間への対策を放置していませんか？

もう1時間以上待っているのにな...

もう少し待って

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じると、労働時間等のルールを守れない行為が見受けられる場合には、荷主警告(10)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の発生を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を問うていませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 荷待ち時間の発生やそれにより生じる経費を運送事業者と共有し、対策を講じる。
- 必要に応じてドライバーを派遣し、対策を実施していただきます。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

運送委託者の方へのお知らせ

荷待ち時間への対策を放置していませんか？

もう1時間以上待っているのにな...

もう少し待って

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じると、労働時間等のルールを守れない行為が見受けられる場合には、荷主警告(10)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の発生を把握し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を問うていませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 荷待ち時間の発生やそれにより生じる経費を運送事業者と共有し、対策を講じる。
- 必要に応じてドライバーを派遣し、対策を実施していただきます。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

運送委託者の方へのお知らせ

付帯業務に対して料金を支払っていますか？

付帯業務はせせられるのに、お金もらえないだよな...

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にはない業務を無償で運送事業者に提供させることは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 契約にはない付帯業務を無償で要求していませんか。
- 運送以外の付帯業務に対して、適切な料金を支払っていますか。

こんな取引を目指しませんか？

- 契約時に十分な協議の上、付帯業務の範囲、費用負担等を明確にし、書面化する。
- 料金内容を定期的に見直し、実際の業務と範囲が一致し、十分な協議の上で契約を改める。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

運送委託者の方へのお知らせ

追加運賃・料金の負担を拒んでいませんか？

明日の荷、20時から30時に運ぶんだけど、運賃はそのままでしょ。

トラックは1台増やさないといけないけど、運賃はそのままだ...

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 契約内容にない追加費用の発生を把握し、対策をとっていますか。
- 追加費用の発生を把握し、対策をとっていますか。

こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、追加費用を決定する。
- 追加費用が生じた場合には、追加費用を負担すること前もって有料道路利用等について協議する。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

運送委託者の方へのお知らせ

一方的に低い運賃・料金で運送委託等を行っていますか？

この金額じゃなきゃ、次の仕事は任せられないよ。

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに運賃・料金を引き下げ、運賃・料金を引き下げた上で運送事業者の業務を依頼することは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運賃・料金の決定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- 運送事業者の業務のみで運賃・料金を引き下げ運賃を決定していませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 運賃・料金の決定に際して、運送事業者と十分に協議の上、運賃・料金を決定する。
- 運賃・料金を決定するに際して、運送事業者の業務のみで運賃・料金を決定していませんか。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

運送委託者の方へのお知らせ

有料道路の利用料金を負担していますか？

荷物の引渡しが遅くなったけど、今からでも絶対に間に合せてね!!

そう言うっていつも高代払って、くれなよな...

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用を依頼した運送事業者が、有料道路利用料金を負担しないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を依頼した運送事業者が、有料道路利用料金を負担していませんか。

こんな取引を目指しませんか？

- 有料道路の利用を依頼するに際して、運送事業者と十分に協議の上、有料道路利用料金を決定する。
- 有料道路利用料金を決定するに際して、運送事業者の業務のみで有料道路利用料金を決定していませんか。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

運送委託者の方へのお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？

燃料費・人件費も上がって、運賃・料金を上げてもらえませんか？

法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇分を運賃・料金に反映することを求めたにもかかわらず、運賃・料金を運賃・料金を上げないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇分を運賃・料金に反映することを求めたにもかかわらず、運賃・料金を運賃・料金を上げないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

こんな取引を目指しませんか？

- 燃料費・人件費の上昇分を運賃・料金に反映することを求めたにもかかわらず、運賃・料金を運賃・料金を上げないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

運送委託者の方へのお知らせ

契約の内容を書面化できていますか？

契約のとき、〇〇円っていったよね。

え、確か××円って言ったの...

法令違反となるおそれがあります!!

- 「1」が運送事業者との間で契約内容(口約束)で決定し、運送事業者の業務の内容、運賃・料金の算出の基準等について書面化していないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 契約内容を口約束で決定し、運送事業者の業務の内容、運賃・料金の算出の基準等について書面化していないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者との間で、運送内容や運賃・料金の算出方法について合意する。
- その内容を契約書に記述する。

本件に関するお問い合わせ先

九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	九州運輸局 企画課・企画推進課 TEL:092-4712-2329	国土交通省九州運輸局 TEL:092-4712-2329
---	---	---------------------------------

II. 平成30年度コンサルティング事業の実施予定



コンサルティング事業の実施

- 平成28～29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業を実施
- パイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施（各ブロックごとに原則として2地域、九州では以下の2地域にて実施）
- 発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を検証予定
- 取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

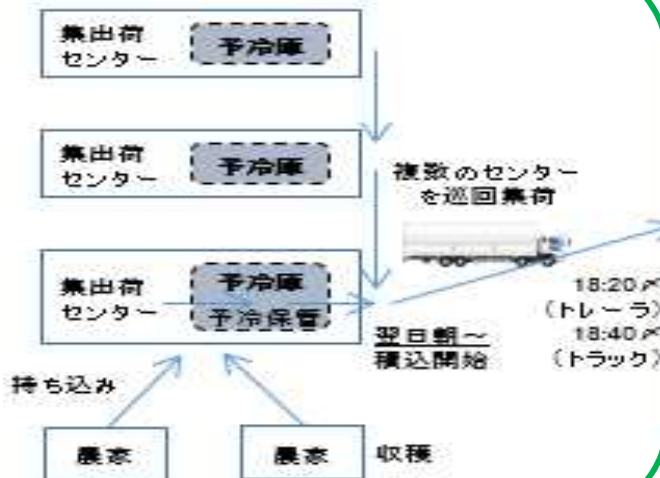
九州のコンサルティング事業の計画

	発荷主	着荷主	荷種	継続性	取組
宮崎県	農協経済連	市場	農産物	継続	・28年度は、発荷主側の効率化(予冷庫の使用による十分なリードタイムを確保) ・29年度は、着荷主側の効率化(待機状態や荷下ろし作業の時間短縮への問題点の改善提案「業務手順書」) ・30年度は、着荷主側の効率化の実行に向けての課題整理と本州市場への展開
鹿児島県	食肉処理加工会社		食肉	新規	拘束時間短縮の取組(調整中)

宮崎県

フェリー使用における発・着荷主及び運送事業者による取組

業務手順書のPDCA
パレット化等での効率化



神戸港

陸送



関西市場への
展開

陸送



業務手順書を提案

Ⅲ.トラック予約システムの導入促進①

(株)ランテック+(有)FK物流サービスによるトラック予約システム導入事例(イメージ)

※物流総合効率化法の輸送網集約事業として認定(2018年3月26日付)

システム導入前



	1	2	3	4	5	6	7	...
6:00								
7:00								
8:00								
9:00								
10:00								
11:00								
12:00								
13:00								
14:00								

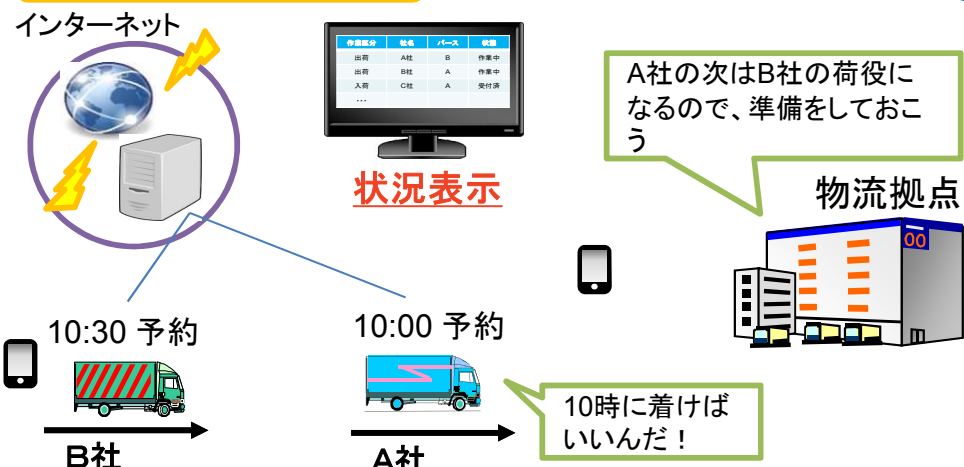
非効率

- 一部の時間に車両が集中
- ドライバーの待機時間発生
- 車両の稼働率低下

総手待ち時間:429分/年

アイドリング時間のCO2排出量:10.7t/年

システム導入後



	1	2	3	4	5
6:00					
6:50					
7:40					
8:30					
9:20					
10:10					
11:00					
11:50					
12:40					

- 到着車両が分散化
- ドライバーの待機時間が削減
- 車両の稼働率アップ

効率アップ

総手待ち時間:86分/年(約80%削減)

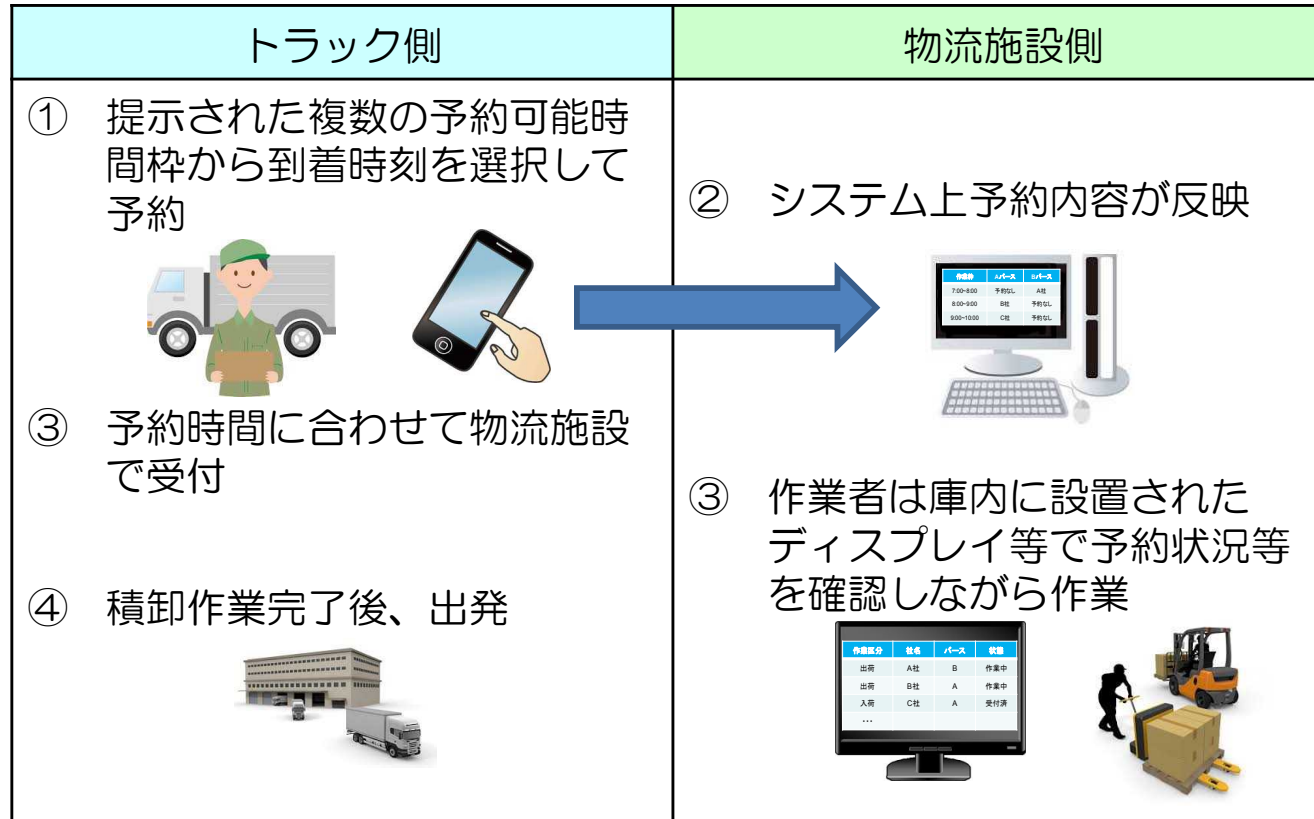
アイドリング時間のCO2排出量:6.3t/年(約41%削減)

待ち時間が減り、効率化

III.トラック予約システムの導入促進②

トラック予約受付システムとは？

⇒ トラックドライバー等が、**倉庫への到着時刻**をスマートフォン等の携帯端末から**事前に予約**することができるシステム



導入のメリット

【トラック事業者側】

- 物流施設の前での積卸の順番待ちが不要
⇒ **トラックの稼働率上昇**
⇒ **ドライバーの労働環境改善**

【倉庫業者側】

- トラックの到着時刻に合わせた庫内作業計画や人員配置の調整が可能
⇒ **倉庫内の作業効率改善**
⇒ **良好な周辺環境確保**

IoTを活用した物流低炭素化促進事業

《国土交通省、環境省連携事業》

補助対象事業者：貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、営業用倉庫業者 等

補助金の交付額：補助対象経費（設備導入経費）の1／2以内

対象事業の要件：貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者及び営業用倉庫業者が連携・協力し情報を共有化することで、貨物自動車の荷待ち時間の削減や輸送効率の向上等を実現するために必要となるシステムを新たに導入又は開発する事業

公募期間：平成30年4月12日（木）～平成30年5月14日（月）17時

申請窓口等：一般財団法人環境優良車普及機構(LEVO)

【説明会】

日時：平成30年4月26日（木）

場所：TKPガーデンシティ

博多アネックス



平成30年5月1日

運送委託企業 各位

国土交通省 九州運輸局
 厚生労働省 九州・沖縄地区労働局
 経済産業省 九州経済産業局
 公正取引委員会 事務総局 九州事務所
 農林水産省 九州農政局
 内閣府 沖縄総合事務局

運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることなどから、物流を支える運転者の確保が宅配事業を始め難しくなっているところです。

このため、政府全体で働き方改革を進める中で、必要な関連制度の見直しや支援措置について省庁横断的な検討を行い、総合的に推進しているところです。

国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び公正取引委員会においては、取引環境の適正化等を強力に推進し、長時間労働を是正するための環境を整えるため、また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もあるため、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成し周知・啓発を図っているところですが、今般、農林水産省等の荷主所管省庁とも連携し再度、荷主への働きかけを強力に行っていくこととしました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、社内周知等に御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

《 問い合わせ先 》

○国土交通省 九州運輸局 自動車交通部 貨物課

☎ 092-472-2528

○厚生労働省 九州・沖縄地区労働局 労働基準部監督課

☎ 【福岡】092-411-4862 【佐賀】0952-32-7169

【長崎】095-801-0030 【熊本】096-355-3181

【大分】097-536-3212 【宮崎】0985-38-8834

【鹿児島】099-223-8277 【沖縄】098-868-4303

○経済産業省 九州経済産業局 産業部 中小企業課

☎ 092-482-5450

○公正取引委員会 事務総局 九州事務所

☎ 092-431-5881

○農林水産省 九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課

☎ 096-211-9111 (内線4360)

○内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課

☎ 098-866-1836